

## 工事監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による工事監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

### 記

#### 1 監査の対象

##### (1) 富山駅北口駅前広場整備（その5）工事

ア 所 管	活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課
イ 工事場所	富山市牛島町外地内
ウ 契 約 日	令和3年6月30日
エ 工 期	令和3年7月1日～令和4年3月11日
オ 契約金額	525,800,000 円
カ 請負業者	日本海建興・角地建設・篠川組富山駅北口駅前広場整備（その5）工事共同企業体
キ 工事概要	歩道石張舗装工 一式 アスファルト舗装工 一式 無散水融雪工 一式 雨水排水設備工 一式 電気設備工 一式 給水設備工 一式 構造物撤去工 一式

##### (2) 新富山口駅東口駅前広場整備工事

ア 所 管	活力都市創造部 都市再生整備課
イ 工事場所	富山市下富居地内
ウ 契 約 日	令和3年9月13日
エ 工 期	令和3年9月13日～令和4年3月11日
オ 契約金額	58,597,000 円
カ 請負業者	サコウ建設株式会社
キ 工事概要	舗装工（路盤） A = 2, 297 m <sup>2</sup> 排水構造物工 L = 147 m 縁石工 L = 267 m 照明設備工 N = 17 台

## 2 監査の着眼点及び実施内容

工事の設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

なお、監査には、工事技術に関する専門知識を必要とするので、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、設計及び施工の技術面での調査を委託した。

監査の実施に当たっては、対象工事の所管課から監査資料及び設計図書等関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び工事施工業者から説明を求め、書類監査及び実地監査を行った。

## 3 監査の日程

令和4年1月14日から令和4年2月16日まで

## 4 監査の実施場所

- (1) 監査室
- (2) 各工事現場

## 5 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認める。

## 6 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

### (1) 活力都市創造部 都市再生整備課

新富山口駅東口駅前広場整備工事を含む周辺一帯の整備事業は、富山県・あいの風とやま鉄道株式会社・富山市がそれぞれの役割を担い取り組んでいるものである。

当該工事は概ね適正に執行されていたものと認めるが、新駅周辺については、安全性や利便性等が求められるものである。実地監査においては、修景面の工夫とともに、防犯灯や防犯カメラの数、待機機能の確保などについての改善の余地があると感じられた。よって、これらについて更なる改善を検討するとともに、関係各所に働きかけ、その結果を報告されたい。